

夫の運転する車が単独事故を起こし、同乗の妻が負傷して医療機関等で国民健康保険を使用した場合は、運転者の夫が加害者で、妻が被害者となり、通常の交通事故と同様の届出が必要です。飼い犬にかまれた場合も、飼い主が加害者になるので、通常の届出をしてください。

そのような場合、こちらの「単独事故（自損事故）に関する報告書」は、お使いいただけません。

「1人で運転して電柱に激突した」「野良犬にかまれた」等で加害者がいない場合は、加害者がいないことを明記の上、こちらの「単独事故（自損事故）に関する報告書」をご提出ください。

単独事故（自損事故）に関する報告書

記入例

河内長野市長 様

令和元年 9月 10日

私、河内 居男が 令和元年 9月に下記医療機関を受診したのは、単独事故（自損事故）によるものに相違ありません。

<発生日> 令和元年 9月 3日

<場所・事故状況> ●▲スーパー（河内長野三日市店）の駐車場にて、アクセルとブレーキを間違えて、壁にぶつかった。同乗者なしの単独事故で加害者なし。

<医療機関> ■★救急医療センター

加害者がいないことを明記してください。

上記のとおり報告します。

（報告者）

住所 河内長野市河内町2丁目3-4

氏名 河内 居男

生年月日 昭和60年1月1日生

世帯主氏名 河内 居男

電話番号 0721-53-1111

* 受診された方が未成年の場合は、世帯主が報告してください。